防衛省の職員に支給する特地勤務手当及び準特地勤務手当の月額の特例に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年二月二十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政　令

政令第四十号

防衛省の職員に支給する特地勤務手当及び準特地勤務手当の月額の特例に関する政令

内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十三条の二第二項及び第十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

1　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号。以下「給与令」という。）第十条第三項各号に定める日が平成二十三年四月一日から国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号）の施行の日（以下この項及び次項において「給与改定法施行日」という。）の前日までの間にある職員（給与改定法施行日において同法附則第七条の規定により読み替えられた同法附則第六条第一項第一号に規定する減額改定対象職員である者に限る。次項において「対象期間職員」という。）に対する給与令第十条第三項及び第十条の二第二項の規定の適用については、給与令第十条第三項中「において受けるべき」とあるのは「において国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号）第七条及び第八条の規定による改正後の法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律第百二十二号）の規定を適用するものとした場合における」と、給与令第十条の二第二項中「において受けるべき」とあるのは「において国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律第七条及び第八条の規定による改正後の法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律の規定を適用するものとした場合における」とする。

2　当分の間、対象期間職員のうち、防衛省の職員の給与等に関する法律附則第五項において準用する一般職の職員の給与に関する法律附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員（以下この項において「減額職員」という。）に対する次の各号に掲げる手当の支給に当たっては、これらの手当の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一　前項の規定により読み替えられた給与令第十条第三項の規定による特地勤務手当　同項各号に定める日が給与改定法施行日以後となる減額職員との均衡を考慮して防衛大臣が定める額

二　前項の規定により読み替えられた給与令第十条の二第二項の規定による準特地勤務手当（同条第一項に規定する準特地勤務手当をいう。）　同条第二項の表第一欄に規定する異動等の日が給与改定法施行日以後となる減額職員との均衡を考慮して防衛大臣が定める額

附　則

この政令は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の施行の日から施行する。

防衛大臣　田中　直紀

内閣総理大臣　野田　佳彦

省　令

○防衛省令第二号

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号）附則第四条の規定に基づき、防衛省の職員の俸給の切替えに関する省令を次のように定める。

平成二十四年二月二十九日

防衛大臣　田中　直紀

防衛省の職員の俸給の切替えに関する省令

（医師又は歯科医師である自衛官の俸給月額の切替え）

第一条　国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。次条において「法」という。）第五条第四項又は第五項の規定によりその者の属する階級（同条第四項に規定する階級をいう。以下この条において同じ。）における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた医師又は歯科医師である自衛官の防衛省令で定める施行日における俸給月額は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する階級における最高の号俸による額とその直近下位の号俸による額との差額×$\frac{\text{その者の施行日の前日における俸給月額}-\text{施行日の前日におけるその者の属する階級における最高の号俸による額とその直近下位の号俸による額との差額}}{\text{施行日の前日におけるその者の属する階級における最高の号俸による額とその直近下位の号俸による額との差額}}$＋施行日におけるその者の属する階級における最高の号俸による額

（特定任期付職員又は第一号任期付研究員の俸給月額の切替え）

第二条　施行日の前日において法第六条の二第二項又は第七条第二項の規定による俸給月額を受けていた法第四条第二項に規定する特定任期付職員又は同条第三項に規定する第一号任期付研究員の防衛省令で定める施行日における俸給月額は、人事院規則九―一三〇（国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律附則第二条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける任期付研究員等の俸給月額の切替え）第一条又は第二条の規定の例による。

（委任規定）

第三条　この省令に定めるもののほか、俸給の切替えに関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

附　則

この省令は、平成二十四年三月一日から施行する。

規　則

人事院規則一―四―二二

人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を改正する人事院規則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年二月二十九日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を改正する人事院規則

100

次に掲げる規則は、廃止する。

規則九―一二四

規則九―一二五